

監査テーマ	一般会計における市税の賦課徴収、使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行について
-------	--

No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置通知日
1	住宅課	<p>債権回収全般について</p> <p>姫路市の市営住宅の家賃収納率は92.0%となっており、中核都市45市の内14番目に高い状況である。収入未済額は平成26年度118,005千円、滞納者数は約1,100人、内訳としては20万円未満の滞納者が911人であり、少額の滞納者の累積となっている。</p> <p>公営住宅の制度が、比較的資力の低い者を対象としていることから、滞納については事前の発生抑止に重点を置く必要がある。</p>	対応済	<p>姫路市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱を平成30年10月、令和元年6月、令和3年11月の3回にわたり改正し、滞納月数・滞納金額の基準引き下げを行ってきた。結果、平成26年度と比し、令和4年度末の家賃収納率は96.39%に向上、収入未済額は40,424千円、滞納者数は475人（20万円以上の滞納者50人、20万円未満の滞納者は425人）に減少した。基準引き下げで滞納額が高額になる前に対象者の抽出と納付指導に取り組んできたことで、滞納者数及び滞納額の膨張抑制ができています。</p>	R6.2.29
2	住宅課	<p>債権回収の為の資産差押等強制執行について</p> <p>悪質な滞納者に対しては毅然とした対応を示すために強制執行による回収を検討する必要がある。</p> <p>姫路市は、滞納家賃収入未済額及び不正入居損害賠償金収入未済額の回収にあたり預金や給与の差押等の強制執行による回収を実施することについて非常に消極的である。その結果として滞納者側に少額であれば追及されないといった緩みがあるように推察される。比較的少額な滞納が累積していることが証左といえる。費用対効果及び福祉的な観点から配慮が必要との考えに基づくものであるが、悪質な滞納者に対して毅然とした対応を示すことは、将来的な滞納発生の抑止につながるものである。</p>	対応済	<p>公営住宅の目的は、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で住宅を提供するものであり、入居申請時には持ち家の有無や政令月収以下であるか等の入居資格審査を行っている。入居者は低所得故に資産の差押え等は費用対効果や福祉的観点による配慮も必要である中、平成30年10月、令和元年6月、令和3年11月の3回にわたり滞納月数・滞納金額の基準引き下げを行い少額な滞納者に対しても納付指導を強化してきた。結果、平成26年度と比し、令和4年度末では収納率の向上（96.39%）・滞納者数及び滞納金額の減少（475人/40,424千円）となった。</p> <p>今後も滞納者に対しては毅然とした対応で納付指導を行うとともに滞納発生の抑制に努める。以上により、悪質な滞納者発生を抑止しているが、発生した場合は費用対効果も勘案したうえで必要となるならば資産等差押えの強制執行を行う。</p>	R6.2.29

監査テーマ	一般会計における市税の賦課徴収、使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行について
-------	--

No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置通知日
3	住宅課	<p>連帯保証人からの債権回収について</p> <p>入居にあたり連帯保証人をつけているにもかかわらず、滞納が解消しない場合であっても、連帯保証人に対して強制執行等の回収が実施されていない。個別事情を考慮せず一律に、保証人に対する強制執行を行わない状況になってしまうと、市の裁量の範囲を逸脱しかねない。連帯保証人に対しても同様に毅然とした対応が必要である。</p>	不対応	<p>連帯保証人に対しては、被保証人（入居者）が家賃を3カ月滞納した時点で連帯保証人から被保証人に対して納付指導をするよう依頼書を送付、更に7カ月滞納した時点で被保証人と連帯して滞納家賃を納付するよう催告書を送付している。また、滞納月数・滞納金額の基準引き下げを行い、継続した納付指導を行うことで家賃滞納の高額化を抑制しており、連帯保証人に対する強制執行には至っていない。</p> <p>現在は、令和2年の民法改正にあわせて国の技術的助言に従い、入居者に対しては連帯保証人の付帯を求めている。滞納がない従前の入居者に対しては連帯保証人の解除を勧め、従前から滞納がある入居者に対しては継続して納付指導を行うとともに、滞納完済となれば連帯保証人の解除を勧めている。</p>	R6.2.29
4	リサイクル推進課	<p>料金の統一について</p> <p>姫路市におけるごみ処理手数料は、統一向けた検討を行うのが望ましい。合併に伴う経過措置により、条例附則4において、旧家島町区域と旧安富町区域は、従来のごみ処理料金体系が維持された。しかし、条例附則において「当分の間」とされた経過措置期間が現在まで続いている。離島の旧家島町域については、諸事情を考慮する必要があるかもしれないが、地続きの旧安富町域についてまで料金体系が異なるのは望ましくない。</p>	不対応	<p>旧合併町域を含む市内全域のごみ処理手数料の統一について検討してきたが、旧家島町域と旧安富町域にある施設には計量器が無く、そのため自動車の重量により料金を定めている。よって、ごみ処理料金体系は現状維持することにしたい。</p> <p>なお、経過措置については、全市域のごみ処理手数料改定と合わせて整理することにしたい。</p>	R6.3.12